近江神宮外苑公園のネーミングライツパートナー募集に係る質問に対する回答

令和８年１１月

法人各位

大津市長

標記調査に係る質問書の提出がございましたので、下記のとおり回答します。

No	質問	回答
1	近江神宮外苑公園ネーミングライツパートナー募集要項　3.(1)⑨に記載 の「大和リース株式会社の事業目的と競合する者」とは、どの事業分野 を対象に判断されるのかご教示ください。 また、応募資格の可否はどのような基準で判断されるのでしょうか。	「大和リース株式会社の事業目的と競合する者」の応募資格可否の判断につきましては、ネーミングライツパートナー募集要項の様式６「法人等の概要」にて記載される主な業務内容やHP等に掲載されている事業内容と指定管理者の主な事業内容を確認し、選定委員会にて応募資格の可否について判断させていただきます。
2	近江神宮外苑公園ネーミングライツパートナー募集要項 2.(3)②に記載 の優先交渉者制度について、次回契約時は現ネーミングライツパートナーとの協議を優先する制度との理解でよいでしょうか。また、ネーミングライツ料を含む契約条件の決定方法及び協議不成立時の取扱いについてご教示ください。	ご理解のとおりとなります。 ネーミングライツ料を含めた契約条件については、選定委員会の決議をもって決定いたします。 その上で、決定した契約条件をもって、ネーミングライツパートナーと優先的に交渉を行うこととなります。 交渉が不成立となった場合は、決定した契約条件を基に、公募によるネーミングライツパートナーの募集に移行することとなります。